

年企発第0329003号  
年運発第0329002号  
平成14年3月29日

改正 平成15年3月18日年企発第0318001号  
平成15年5月30日年企発第0530002号  
平成15年12月4日年企発第1204001号  
平成16年3月16日年企発第0316002号  
平成17年3月31日年企発第0331003号  
平成17年9月30日年企発第0930003号  
平成17年10月1日年企発第1001001号  
平成18年3月13日年企発第0313001号  
平成19年3月13日年企発第0313001号  
平成19年9月28日年総発第0928002号・年企発第0928002号  
平成20年3月28日年総発第0328001号・年企発第0328005号  
平成20年9月11日年企発第0911001号  
平成20年12月1日年企発第1201002号  
平成20年12月3日年総発第1203001号・年企発第1203003号  
平成21年3月3日年企発第0303002号  
平成21年7月10日年総発0710第2号・年企発0710第2号  
平成22年9月14日年企発0914第1号  
平成23年3月31日年企発0331第1号  
平成24年1月31日年企発0131第2号  
平成24年7月5日年企発0705第1号  
平成24年9月26日年企発0926第2号  
平成25年10月28日年企発1028第2号  
平成26年3月24日年企発0324第2号  
平成26年12月11日年企発1211第2号  
平成27年9月30日年企発0930第1号  
平成28年4月8日年企発0408第1号  
平成28年6月30日年企発0630第1号  
平成28年8月1日年企発0801第1号  
平成28年12月14日年企発1214第1号

平成29年11月8日年企発1108第1号  
平成30年1月11日年企発0111第1号  
平成30年6月22日年企発0622第1号  
平成31年3月29日年企発0329第3号  
令和元年12月27日年企発1227第1号  
令和2年6月5日年企発0605第1号  
令和2年9月30日年企発0930第4号  
令和2年12月25日年企発1225第12号  
令和3年9月1日年企発0901第1号  
令和3年9月27日年企発0927第1号  
令和4年1月21日年企発0121第3号  
令和4年12月23日年企発1223第2号  
令和5年10月6日年企発1006第2号

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課長  
運用指導課長

#### 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について

確定給付企業年金の指導に当たっては、以下の事項に留意して、適切に取り扱われたい。

##### 1. 確定給付企業年金の実施事業所及び企業年金基金への指導等

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準を別紙1のとおり定めたので、これに基づいて規約の承認及び認可の事務が速やかに行われるよう、確定給付企業年金を実施する事業主（以下「実施事業主」という。）及び企業年金基金（以下「基金」という。）の関係者に対しても、十分な説明及び適正な指導等を期せ

られたい。

なお、確定給付企業年金は、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けられるようにすることを目的とする制度であることを踏まえ、その規約の承認又は基金の設立認可の申請を受理する際には、当基準に基づいて労使合意に至るまでの過程を確認することなどにより、規約の内容が労使間で十分に協議したものであることを的確に確認した上で、承認又は認可に係る事務を行うよう十分に留意されたい。

また、確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。）第 46 条の 2 第 1 項に規定するリスク対応掛金額等の計算に用いる規則第 43 条第 1 項に規定する財政悪化リスク相当額は、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成 28 年厚生労働省告示第 412 号。以下「リスク算定告示」という。）第 2 条に基づき算定されるものであるが、そのうちリスク算定告示第 2 条第 2 項及び第 3 項に基づくものについて、別紙 1 の 2 の事項に留意されたい。

## 2. 確定給付企業年金の事業運営基準について

確定給付企業年金の事業運営基準を別紙 2 のとおり定めたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金（以下「事業主等」という。）が、同基準に基づき事業を適正に行うよう、適切に指導されたい。

なお、基金の福祉施設の用に供する建物の所有権の取得登記及び土地の権利の取得登記に係る登録免許税の免除の手続については、別に定める。

## 3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項

### (1) 申請書類等

事業主等が規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあつては、以下により申請するよう指導すること。なお、複数の事業主により規約型企業年金を実施しようとする場合又は実施している場合における規約の承認の申請等については、代表事業主を定め、その代表事業主が行うものであることに留意すること。

① 規約の承認又は基金の設立認可の申請等は、別紙 3 「申請書類一覧」に掲げる書類によること。

② 前記①において、次の書類については、様式 C1 に掲げる書類「年金数理

に関する確認」が添付されていること。

- (ア) 給付の設計の基礎を示した書類（様式 C2 参照）
- (イ) 掛金の計算の基礎を示した書類（様式 C3 参照）
- (ウ) 財政再計算報告書（様式 C4 参照）
- (エ) 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類（終了の承認又は解散の認可の申請時の書類に限る。）（様式 C5 参照）ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、様式 E2 により作成されたものであること（1. 給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。

(2) 標準処理期間

前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。ただし、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあっても、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。

(3) 存続厚生年金基金が確定給付企業年金の給付の支給に関する権利義務を承継する場合の取扱い

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「改正前法」といい、改正後の確定給付企業年金法を「法」という。）第107条第2項の規定に基づき存続厚生年金基金が確定給付企業年金の給付の支給に関する権利義務を承継する場合には、存続厚生年金基金又は存続厚生年金基金の設立事業所になろうとする事業所の事業主は、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続きについて（平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号）」に基づいて認可の申請に必要な手続きを経ること。

(4) 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給（以下「当該障害給付の支給」という。）を行う場合の取扱い

- ① 事業主等が規約を変更して当該障害給付の支給を行おうとする場合（確

定給付企業年金の実施と同時に当該障害給付の支給を行おうとする場合を含む。) には、変更後の給付の設計が令第23条第2項の基準(以下、(4)において「新基準(障害)」という。)を満たすこと。また、当該変更の申請を行う時に(1)に「令第23条第2項の基準に基づく給付現価・令第23条第3項の基準に基づく給付現価を示した書類(C13)」(以下、(4)及び(5)において「様式C13」という。)を添付すること。なお、規約を変更せずに当該障害給付の支給を行おうとする場合にあっては、当該障害給付の支給を行うこととなる日の直後の財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13を添付すること。

- ② 当該障害給付の支給を行っている事業主等が財政再計算を実施したときの計算基準日又は事業年度末において当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(障害)を満たしていない場合は、当該財政再計算の計算基準日の後一年以内(計算基準日が事業年度末の場合は一年六ヶ月以内)又は当該事業年度末の後一年六ヶ月以内に、当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(障害)を満たすように給付の設計の変更に係る規約変更等を行うこと。また、当該規約変更の前に規約の変更、財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告を行う場合は、様式C13に変更予定である旨を記載して添付すること。なお、財政再計算を実施したときの計算基準日又は事業年度末において当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(障害)を満たしている場合は、当該財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13を添付すること。
  - ③ 当該障害給付の支給を行っている事業主等が規約を変更して当該障害給付の支給を行わないこととする場合には、当該規約の変更の申請を行う時に、(1)に様式C13にその旨を記載して添付すること。なお、規約の変更を行わずに当該障害給付の支給を行わないこととする場合にあっては、当該障害給付の支給を行わないこととなる日の直後の財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13にその旨を記載して添付すること。
  - ④ 様式C13の提出に当たっては、当該障害給付の発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。
- (5) 令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給(以下「当該遺族給付の支給」という。)を行う場合の取扱い

- ① 事業主等が規約を変更して当該遺族給付の支給を行おうとする場合(確

定給付企業年金の実施と同時に当該遺族給付の支給を行おうとする場合を含む。) においては、変更後の給付の設計が令第23条第3項の基準(以下、(5)において「新基準(遺族)」という。)を満たすこと。また、当該変更の申請を行う時に(1)に様式C13を添付すること。なお、規約を変更せずに当該遺族給付の支給を行おうとする場合にあっては、当該遺族給付の支給を行うこととなる日の直後の財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13を添付すること。

- ② 当該遺族給付の支給を行っている事業主等が財政再計算を実施したときの計算基準日又は事業年度末において当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(遺族)を満たしていない場合は、当該財政再計算の計算基準日の後一年以内(計算基準日が事業年度末の場合は一年六ヶ月以内)又は当該事業年度末の後一年六ヶ月以内に、当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(遺族)を満たすように給付の設計の変更に係る規約変更等を行うこと。また、当該規約変更の前に規約の変更、財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告を行う場合は、様式C13に変更予定である旨を記載して添付すること。なお、財政再計算を実施したときの計算基準日又は事業年度末において当該規約又は当該基金における給付の設計が新基準(遺族)を満たしている場合は、当該財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13を添付すること。
  - ③ 当該遺族給付の支給を行っている事業主等が規約を変更して当該遺族給付の支給を行わないこととする場合には、当該規約の変更の申請を行う時に、(1)に様式C13にその旨を記載して添付すること。なお、規約の変更を行わずに当該遺族給付の支給を行わないこととする場合にあっては、当該遺族給付の支給を行わないこととなる日の直後の財政再計算の報告又は事業及び決算に関する報告書の提出時に様式C13にその旨を記載して添付すること。
  - ④ 様式C13の提出に当たっては、当該遺族給付の発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。
- (6) 税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合の取扱い
- ① 事業主等が税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合は、税改省令附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する実

施事業所の事業主が作成した確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）の実施状況及び確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 244 号。②において「令和 3 年経過措置改正政令」という。）附則第 2 項の経過措置の適用状況がわかる書類を添付すること。

- ② 事業主等が税改省令附則第 2 条第 1 項第 3 号イ又は第 4 号イに掲げる場合に該当する規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあつては、税改省令附則第 2 条第 1 項第 3 号イ又は第 4 号イに掲げる場合に該当する実施事業所を対象として実施事業所ごとに、次に掲げる事項（(ア)及び(カ)に掲げる事項にあつては、当該実施事業所において企業型年金加入者である加入者がいる場合に限る。）を併せて届け出ること。

(ア) 規約（基金）番号

(イ) 実施事業主名称

(ウ) 確定給付企業年金の実施事業所名称

(エ) 給付区分

(オ) 企業型年金規約番号

(カ) 令和 3 年経過措置改正政令附則第 2 項の経過措置の適用状況

#### 4. 報告書の提出について

事業主等は、毎事業年度終了後 4 月以内に事業及び決算に関する報告書を提出することとなっているが、当該報告書の受理にあつては、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 報告書の内容は、「事業報告書」（様式 C6 参照）及び「決算に関する報告書」（様式 C7 参照）であること。ただし、様式 C6-ウについては、直近に作成した給付の設計の基礎を示した書類（様式 C2）（C6-ウの報告事項が網羅されているものに限る。）の提出に代えることができること。

- (2) 決算に関する報告書は、別紙 4 の「勘定科目説明」に基づいて作成された「貸借対照表」及び「損益計算書」（様式 C7-ク）並びに「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類」に、「年金数理に関する確認」（様式 C1）が添付されたものであること。なお、一の確定給

付企業年金において、リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を実施する場合には、様式 C6 及び様式 C7（業務経理は除く。）は、それぞれ別に作成し、その旨がわかるように提出すること。

(3) 基金型企業年金の場合にあっては、監事意見書及び代議員会会議録の謄本又は抄本が添付されているものであること。なお、監事意見書は、別紙5の「企業年金基金監事監査規程要綱」を基準として設けられた監査規定に基づき監事が行った監査の結果を示したものとすること。

(4) 事業年度終了後、報告書の提出までの間に、次の①から⑦までに該当した場合には、それぞれ①から⑦までに定める取扱いに従い、それぞれ①から⑦までに該当する前の状態で当該報告書が作成されていること。また、次の①から⑥中の「明記」とは、表題に、「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書について（決算日 平成〇年〇月〇日）（旧〇〇〇〇（規約（基金）番号〇〇号）分）」（規約（基金）番号は提出者と異なる場合に記載）と記載することであること。

① 法第74条の規定に基づき規約型企業年金の統合が行われた場合

統合後の事業主が、統合前の規約型企業年金分の報告書を、統合前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。

② 法第75条の規定に基づき規約型企業年金の分割が行われた場合

分割後の規約型企業年金のうち、「分割前の規約型企業年金の加入者が最も多く加入している確定給付企業年金」の事業主（複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主）が、分割前の規約型企業年金分の報告書を、分割前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。

③ 法第76条の規定に基づき基金の合併が行われた場合

合併後の基金が、合併前の基金分の報告書を、代議員会で議決を得た上で（合併前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。）、合併前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出すること。

④ 法第77条の規定に基づき基金の分割が行われた場合

分割後も存続する基金があれば存続基金が、分割により基金が消滅した場合は「分割により設立され、承継した権利義務（分割時の通常予測給付現価）が最も大きい基金」が、分割前の基金分の報告書を、代議員会で議決を得た上で（分割前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。）、分割前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出す

ること。

- ⑤ 法第80条の規定に基づき規約型企業年金から企業年金基金への移行及び改正前法第108条に規定する規約型企業年金から存続厚生年金基金への移行により、終了の承認があったとみなされる場合

移行前の規約型企業年金の事業主（複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主）が、移行前の規約型企業年金分の報告書を、移行前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。

- ⑥ 法第81条の規定に基づき基金から規約型企業年金への移行により基金が解散の認可があったとみなされる場合

事業主（複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主）が、移行前の基金分の報告書を、移行前の基金分であることを表題に明記した上で提出すること。なお、移行前の基金の代議員会で報告書の議決を得ていなかった場合は、「事業及び決算に関する報告書を議決した代議員会の会議録を添付できない理由書」（様式D参照）を添付すること。

- ⑦ 法第83条第2項の規定に基づき基金の解散又は同法第83条第1項に規定する規約型企業年金の終了が行われた場合

清算人が、当該解散基金又は終了規約型企業年金の報告書を提出すること。なお、基金の解散時に解散前の基金の代議員会で報告書の議決を得ていなかった場合は、「事業及び決算に関する報告書を議決した代議員会の会議録を添付できない理由書」（様式D参照）を添付すること。

- (5) (1)及び(2)にかかわらず、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式E2によるものとし、「年金数理に関する確認」（様式C1）が添付されたものであること。

- (6) (1)及び(2)にかかわらず、受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式E4によるものとし、「年金数理に関する確認」（様式C1）が添付されたものであること。

## 5. 確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について

清算の業務は、供託法等の関連法規によるほか次により取り扱うものであること。

- (1) 財産目録等の承認申請

規則第100条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、①から③に代えて、終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し、様式E2により作成されたものであること（1. 給付状況の「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。）。

① 財産目録

終了日現在において、経理単位ごとに別紙4の「勘定科目説明」の大分類及び中分類ごとに作成すること。

② 貸借対照表

終了日現在において、経理単位ごとに別紙4の「勘定科目説明」に基づき様式C7-クを用いて作成すること。

③ 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類（様式C5参照）

終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し作成すること。

(2) 決算報告書の承認

規則第103条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する決算報告書の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の場合は、①及び②の作成を要しないこと。

① 貸借対照表

清算の結了日（基金にあっては、基金の債務の弁済が完了していること。以下同じ。）において、経理単位ごとに別紙4の「勘定科目説明」の大分類、中分類及び小分類ごと（簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあっては大分類及び中分類ごと）に作成すること。

② 損益計算書

終了日の属する年度の初日から清算の結了日までの期日について、経理単位ごとの勘定科目ごとの別紙4の「勘定科目説明」の大分類、中分類及び小分類ごと（簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあっては大分類及び中分類ごと）に作成すること。

③ 残余財産処分計算書（様式C8参照）

規約に定める方法により分配し、分配が完了した日において作成すること。

(3) 基金から規約型企业年金へ移行した場合の取扱い

① 法第81条第3項の規定により解散の認可があったものとみなされた基

金は、同条第2項の承認後、速やかに、財産目録等の承認及び決算報告書等の承認等の基金の解散に必要な手続を経ること。

- ② 基金の清算が終了した時点において、なお基金の残余財産がある場合にあっては、当該残余財産を移行した確定給付企業年金の年金経理に移換すること。

#### 6. 確定給付企業年金の業務委託法人の指定及びその運営について

確定給付企業年金の業務委託法人の指定要領を別紙6のとおり定めたので通知する。

#### 7. 満期保有目的の債権を金融商品会計基準等に準拠して評価する場合の読替えについて

「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）」の別紙3「確定給付企業年金の年金積立金の評価方法について」に基づき、有価証券等の保有区分を適用する場合の技術的な読替えは別紙7のとおりとする。

#### 8. 支払終了企業年金の報告について

規約型企業年金において、全ての受給権者等に対して年金又は一時金の支給が完了し、また、加入者が存在せず、かつ新規に加入者が生じない確定給付企業年金（以下、この8において「支払終了企業年金」という。）であって、法第83条第1項第3号により当該支払終了企業年金を終了しようとする場合には、支払終了企業年金になることが確認されたこと及び清算人の候補について様式F1により報告するよう指導すること。また、支払終了企業年金の清算が終了し、清算人が退任する場合は、規則第102条に基づき、様式F2により、清算人の死亡等による場合は、同条に基づき、様式F3により、遅滞なく、届け出るよう指導すること。